手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0円</u>
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介	成功報酬
するサービス	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)
【職業紹介サービス】	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内
	定書や労働条件通知書等に記載されている額)の
	<u>35%</u>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間
	が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われ
	る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて
	いる額)の
	<u>35%</u>
	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◆返戻金制度について

当社ではご紹介した求職者が、入社日から3ヶ月以内に自己都合で退社された場合に、お支払いいただいた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取り決めを行う場合があります。

- 1. 入社日から 1 ヶ月以内の退職・・・70%
- 2. 入社日から 2 ヶ月以内の退職・・・50%
- 3. 入社日から3ヶ月以内の退職・・・30%
- ※紹介手数料が初年度年収の35%の場合を基準とした返戻率になります。
- ※紹介予定派遣により紹介をし採用された場合、当該派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として 紹介し採用された場合には紹介手数料の払い戻しはいたしません。

許可番号	45-1-300076
事業所の名称及び所在地	株式会社MUSASHI 宮崎本店

※1:求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく 必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※2:求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額(割合【%】または定額【円】)を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の○○%(または○○円)」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の○○%(または○○円)」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご留意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※3: 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求 人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額(加算分)を収受する場 合には、この欄にその加算分の金額の限度額(割合【%】または定額【円】)を記入しておく必要があ ります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、当該欄を必ず しも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※4:消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。